



進む「地域包括ケア体制」づくり 歯科診療所経営への影響は?



ポイント

地域包括ケア体制の下、歯科診療所も重要な役割を担うことになります。経営環境の変化を考えると、今後、積極的な参画が必要でしょう。

介護報酬改定に見る歯科の役割

2015年度介護報酬改定は、全体の改定率▲2.27%、基本報酬▲4.48%という大幅な減額となり、介護事業所にとって大きな衝撃でした。一方で、歯科医院が直接関わる居宅療養管理指導費（図表1）は変更なく、また、介護事業所が算定するものでは、歯科医師等が関わることによる加算が新設されるなどしました。その理由を、今改定で示された3つの基本方針から見てみます。

1. 中重度者や認知症高齢者への対応強化
2. 介護人材確保対策の推進
3. サービス評価の適正化と提供体制の効率化

上記のうち、1の内容に「口腔・栄養管理に係る取組の充実」を取り上げ、施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下等によって食事の経口摂取が困難となっても、口で食べる楽しみを得られるよう、経口

維持加算の算定要件に多職種での食事観察や会議等のプロセスを組み込むなどすることで支援強化を図るとしています。

厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

「地域包括ケアシステム」は、歯科ではまだなじみの薄い言葉ですが、高齢者が住み慣れた地域で、自立した自分らしい暮らしを最後まで続けられるように、中学校の校区程度のエリアで医療と介護が連携し、保健・医療・介護サービスを一体的・体系的に提供する仕組みのことです。歯科診療所も、この多職種連携の一環として役割を担うことになると考えられます。

現場で提供する医療サービスの内容は、訪問診療で歯科医師や歯科衛生士が行ってきた歯科治療や口腔ケアと基本的に変わりません。しかし、地域包括ケア体制の下では、医療機関や介護事業者との連携や情報共有が重視されます。24時間体制の在宅医療や介護には、病状の急変や急性症状がある際の、医科・歯科・介護の連携が不可欠だからです。

また、摂食嚥下機能回復訓練の重要性も注目されています。例

図表1 居宅療養管理指導費の単位数（抜粋）

1. 歯科医師が行う場合
 - (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合…503単位
 - (2) 同一建物居住者に対して行う場合……………452単位
2. 歯科衛生士が行う場合
 - (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合…352単位
 - (2) 同一建物居住者に対して行う場合……………302単位

注) (1)は在宅の利用者（「同一建物居住者」を除く）で通院が困難なものに対して、(2)は在宅の利用者（同一建物居住者に限る）で通院が困難なものに対して、指導及び助言を行った場合。

えば、胃ろうを設置された患者さんが、訓練によって自分の口腔で摂食できるようになると、栄養状態だけでなく認知症の改善などQOLが大きく向上するためです。

今後の歯科診療所の役割は、従来の外来診療中心から、地域包括ケア体制の下で医科・介護と連携して1人の患者さんを外来から在宅診療、在宅介護、そして看取りに至るまで、生涯を通じて担当していくという役割に変化していくと考えられます。

医科・介護との連携が力ギ

在宅歯科の需要は、今後ますます高まる予測されます。図表2のように、65歳以上の介護保険制度における要介護者・要支援者のうち、重度である要介護度4と5の人は、2001年度の736万人から2012年度は1,264万人と、71.7%増加しています。これらの方々は在宅歯科が必要と考えられ、今後も確実に増加していくでしょう。

しかし、在宅診療を実施している歯科診療所はまだ少ないのが現状です。日本医業経営コンサルタント協会の歯科データベースによると、2013年現在で在宅歯科診療の実施率は27.3%にとどまっています。

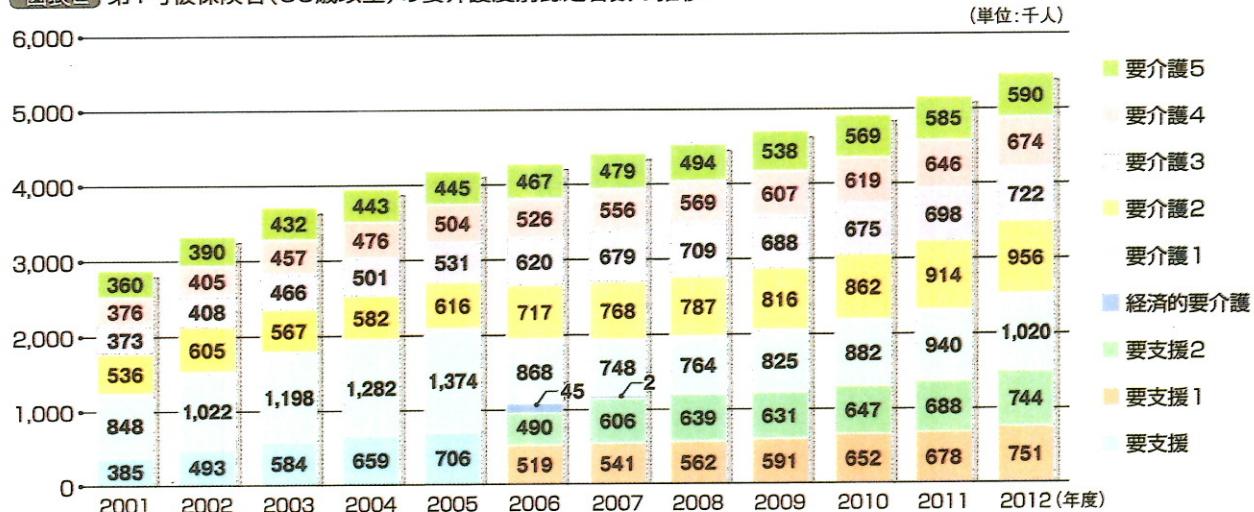
一方で、消滅可能性都市という問題もあります。これは、民間研究機関「日本創成会議」（座長・増田寛也元総務相）が発表した、2010年からの30年間で出産可能年齢の95%に当たる、20~39歳の女性人口が半分以下になると予想される自治体です。存続が危ぶまれる896市区町村（全国の49.8%）の中に、東京都の豊島区が該当したことでの話題になりました。これらの自治体で開業している歯科診療所では、今後、外来患者が減少し、在宅診療に活路を見いだすしか生き残る道がなくなるかもしれません。

地域包括ケア体制では、医科・歯科・介護の連携が必要です。ところが、多くの歯科診療所は他の医療機関・介護事業所と連携をしたことがないのが実態です。今後は、歯科界としても他職種連携に積極的に参画していく必要があると考えられます。また、地域包括ケア体制に参画することで、在宅の患者さんだけでなく、その家族などが外来の患者さんになる可能性もあります。

高齢化が今後の歯科診療所経営に与える影響と、今後の歯科診療所経営の変化について考え、自院の方向性をあらためて見直してみてはいかがでしょうか。

(株)M&D医業経営研究所 代表取締役 木村泰久)

図表2 第1号被保険者(65歳以上)の要介護度別認定者数の推移



資料) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

出典: 内閣府『平成26年版 高齢社会白書』